

中小企業新事業活動促進法に基づく

# 経営革新計画の承認

を受けた方に対する**支援**について

平成22年度版

申請した経営革新計画が承認された場合、支援措置を活用することができます。

ただし、計画の承認は、支援措置を保証するものではありませんので、計画の承認後、利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が必要となります。

(平成17年4月12日以前の旧法「中小企業経営革新支援法」での承認の場合は、支援措置が異なる場合があります。異なる点は括弧書き等で注意を記入しています。)

平成22年10月

滋賀県 <http://www.pref.shiga.jp/>

# 支援策の目次

## 運転資金、設備投資を希望する方は・・・

- ・ 「中小企業信用保険法の特例」 P 1
- ・ 「政府系金融機関による低利融資制度」 P 2
- ・ 「滋賀県の経営革新支援資金」 P 3

## ○ 新たな設備投資を行った方は・・・

- ・ 「設備投資減税」 P 4

## ○ 同族会社の方は・・・

- ・ 「留保金課税の停止措置」 P 4

## 技術開発への支援を希望する方は・・・

- ・ 「滋賀県市場化ステージ支援事業補助金」 P 1
- ・ 「特許関係料金減免制度」 P 6

## ○ 調査事業や販路開拓への支援を希望する方は・・・

- ・ 「滋賀県市場化ステージ支援事業補助金」 P 1
- ・ 「販路開拓コーディネート事業」 P 7

## キャッシュフローの改善、充実を図りたい方は・・・

- ・ 「設備投資減税」 P 4
- ・ 「ベンチャーファンドからの投資」 P 5

## ○ その他

- ・ 「中小企業支援センター等の支援機関」 P 8

## 滋賀県市場化ステージ支援事業補助金

対象者：経営革新計画に基づいて事業を実施する中小企業者及び組合等(任意グループを含む。)

支援内容：都道府県知事から承認を受けた経営革新計画に従って実施する経営革新事業のための市場調査、商品化等の事業経費の一部を補助。

(1) 補助率 1/2を限度として補助

(県1/2)利用者は、最低1/2以上の負担が必要です。

(2) 補助額 50万円以上、300万円以内

(全体の事業額では、100万円以上の実施が必要となります。)

(3) 補助対象事業

新商品等市場化事業 . . . . .(新商品・新技術・新役務の市場化に関する事業)

販路開拓事業 . . . . .(展示会等への参加・調査・広報等)

(4) 募集時期 毎年1回 4月

問い合わせ先：

商業振興課(サービス業その他) 077-528-3731 メール：[fb00@pref.shiga.lg.jp](mailto:fb00@pref.shiga.lg.jp)

新産業振興課(製造・建設業) 077-528-3791 メール：[fd00@pref.shiga.lg.jp](mailto:fd00@pref.shiga.lg.jp)

## 信用保証の特例(中小企業信用保険法の特例)

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1) 普通保証等の別枠設定

金融機関から借入れる承認経営革新事業資金に関し、保証限度額の別枠を設けています。

(保証限度額)

通常

別枠

普通保証 : 2億円以内 2億円以内(組合は4億円以内)

無担保保証 : 8,000万円以内 8,000万円以内

無担保無保証人保証 : 1,250万円以内 1,250万円以内

なお、「無担保無保証人保証」においては、小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の企業あるいは個人)のみが対象となります。

(2) 新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、保証限度額を引き上げております。

通常 2億円以内 3億円以内(組合の場合、4億円以内 6億円以内)

他の支援策による別枠を既に利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合がありますので、ご注意願います。

問い合わせ先：滋賀県信用保証協会

TEL 077-511-1321

## 政府系金融機関による低利融資制度

対象者：経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容：

(1)貸付利率（日本政策金融公庫 中小企業事業の場合）

特別利率（土地に係る資金（基準金利）を除く。2.7億円（組合：5.4億円（組合員数20名以上の場合8.1億円））を超えた額においては基準金利）

ただし、担保・保証人免除特例等を受ける場合は、別に定める利率が上乘せされます。

(2)貸付限度額

個人又は法人：設備資金 7.2億円（うち長期運転資金 2.5億円）

組合：14.4億円（組合員20人以上の場合は24.0億円）

（政策公庫（国民生活）は、設備資金7,200万円 うち運転資金4,800万円）

(3)貸付期間

設備資金：原則15年以内（うち据置期間2年以内）ただし、実情に応じ20年以内

長期運転資金：原則5年以内（うち据置期間1年以内）ただし、実情に応じ7年以内

（ただし、実情に応じ3年以内）

金利については固定金利ですが、借入の時期等により改定されます。

(4) 担保等特例について

担保の不足する中小企業者の方については、

・政策公庫（中小企業）では、（ ）1事業者あたり5,000万円を限度として、全部担保徴求の免除措置（無担保特例）。また、（ ）経営革新のための資金全体で8,000万円を限度として、融資額の3/4まで一部担保徴求の免除措置（担保不足特例）があります。

・商工中金では、経営革新のための資金全体で8千万円を限度として、担保徴求を行わずに貸付を受けることができます。（企業ごとの審査内容に応じて、8千万円を上限として全部又は一部担保徴求を免除する制度。）

また、本人保証免除の措置があります。経営革新のための資金全体として、設備資金：7億2千万円、運転資金：2億5千万円が限度額となります。（政策公庫（中小企業）・商工中金）

第三者保証人を依頼することが困難な方については、4,800万円を限度として、第三者に代わり、ご家族や社内の方を保証人とする措置があります。（政策公庫（国民生活））

上記～を利用する場合には、特別利率の他に、上乘せ金利が追加されます。上記

の（ ）と（ ）については、同時利用も可能です。上記とについても、同時利用可能です。

問い合わせ先

日本政策金融公庫

（中小企業事業） 大津支店 TEL 077-524-3825

（国民生活事業） 大津支店 TEL 077-524-1656

彦根支店 TEL 0749-24-0201

商工組合中央金庫 大津支店 TEL 077-522-6791

彦根支店 TEL 0749-24-3831

(参考表) 政府系金融機関の低利融資 (平成22年10月現在)

日本政策金融公庫(国民生活事業)		
担保要件	担保・保証人あり	第三者保証人特例
貸付限度額	設備資金:7千2百万円 うち運転資金:4千8百万円	4千8百万円
貸付利率	特利C	特利C + 0.65%

日本政策金融公庫(中小企業事業)					
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除(75%)	無担保	無保証	無担保・無保証
貸付限度額	設備資金:7.2億円 うち運転資金:2.5億円	8千万円	1取引先あたり 5千万円	設備資金:7.2億円 うち運転資金:2.5億円	1取引先あたり 5千万円
貸付利率	2.7億円以内は特利、 それ以上は基準利率	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利

商工組合中央金庫				
担保要件	担保・保証人あり	一部担保免除(75%)	無担保	無保証
貸付限度額	設備資金:7.2億円 うち運転資金:2.5億円	8千万円		設備資金:7.2億円 うち運転資金:2.5億円
貸付利率	2.7億円以内は特利、 それ以上は基準利率	特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利		特利 + 中小企業の信用リスク等に応じた上乗金利

**滋賀県の経営革新支援資金(融資)**  
**政策推進資金(すいしん)「経営革新枠」**

対象者 : 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

支援内容:

(1) 貸付利率

融資利率 1.55% (保証あり・なしとも) 信用保証料率 0.77%

(2) 貸付限度額

所要資金の80%以内で、中小企業者: 2億円、 協同組合等: 4億円

(3) 貸付期間

設備資金: 10年以内(うち据置期間2年以内)

問い合わせ先

各商工会議所、各商工会(中小企業者)

中小企業団体中央会(協同組合等)

## 設備投資減税

対象者：経営革新計画に従って事業を行おうとする中小企業者。

計画に従って導入される機械及び装置について、特別償却又は税額控除が認められます。なお、同一の機械・装置について、他の特別償却又は税額控除制度と重複しての適用は、認められません。

### (1)対象設備

取得又は製作の場合：1台又は1基の取得価額が280万円以上

### (2)特別償却、税額控除の率

取得又は製作の場合：取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却

器具・備品については対象となりません。

なお、平成20年4月1日以降行う所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売買により取得したとみなされ、税額控除のみを利用できます。

税法上の中小企業者は資本金1億円以下の法人又は個人となっていますが、経営革新計画の承認を受けた全法人又は個人においては、資本金に関わらず対象となります。

(ただし、旧法承認者の機械・装置の取得に関する適用は、資本金3,000万円以下の中小企業に限られる他、大規模法人の子会社についても対象外となります。)

問い合わせ先：県内各税務署

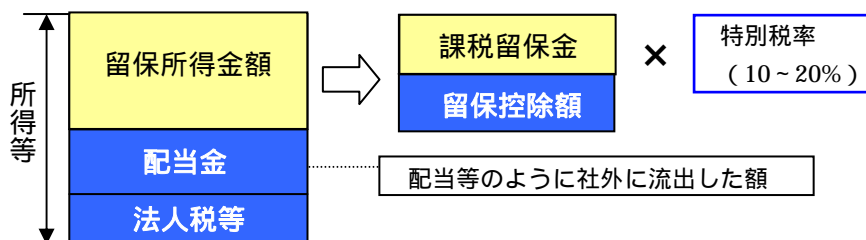
## 留保金課税の停止措置

平成20年3月31日の期限到来をもって、本措置は廃止されました。

ただし、経過措置として、平成20年3月31日までに「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者がその計画に従って経営革新事業を実施している場合、計画終了までの事業年度に限り、留保金課税が停止されます。

留保金課税とは、同族関係者1グループで株式50%を超えて保有している会社(特定同族会社)が、内部留保した金額に対して、追加的に課税される制度です。(ただし、資本金1億円以下の中小企業の場合は留保金課税の対象外です)

留保金課税額 = [ 所得等 - ( 配当等 + 法人税等 ) - 留保控除額 ] × 特別税率

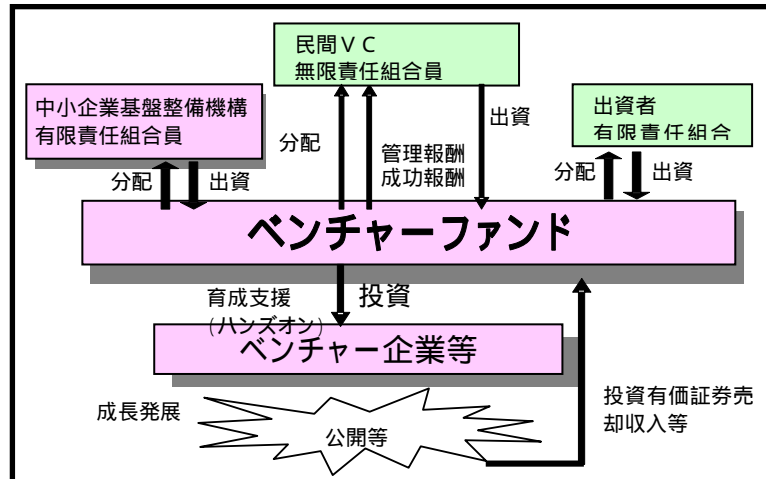


問い合わせ先：県内各税務署

## ベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）からの投資

対象者：経営革新計画の承認を受けた株式会社

出資事業の概要：ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として、民間のベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。



支援内容：経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社は、ベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)からの投資の対象となっています。投資の対象となるのは、経営革新計画のための事業に必要な資金に限りません。

問い合わせ先：中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課 TEL 03-5470-1575

## 特許関係料金減免制度

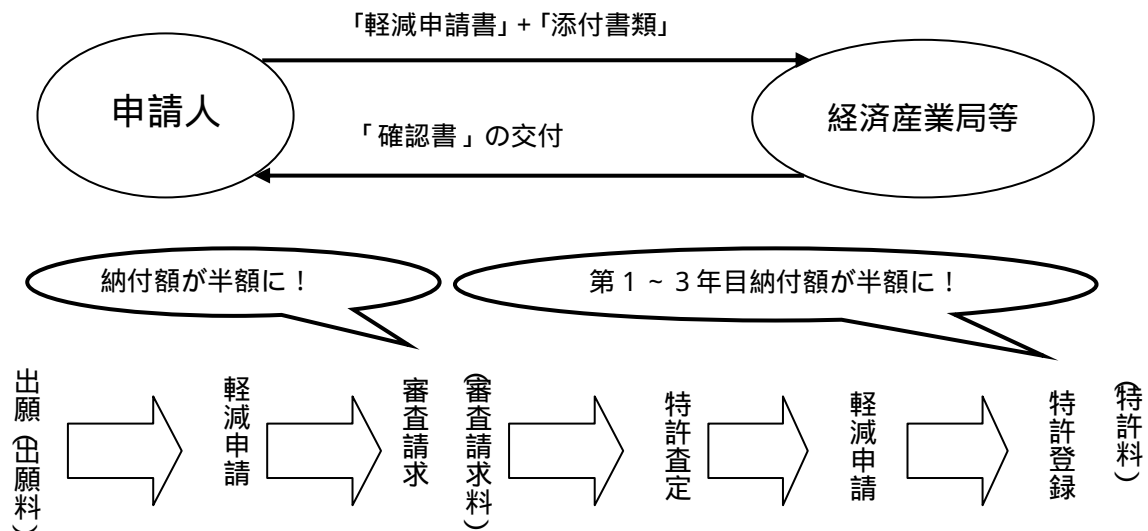
対象者：経営革新計画のうち技術開発に伴う研究開発事業に係る特許出願を行う中小企業者  
(経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)

支援内容：以下の特許関係料金について半額軽減

1. 審査請求料
2. 特許料(第1～3年分)

軽減申請の流れ

1. 各経済産業局に対し「審査請求料(又は特許料)軽減申請書」と「添付書類(経営革新計画承認証等)」を提出します。
2. 局にて審査後、承認されると確認書が交付されます。
3. 交付された確認書の確認書番号を記載し、「審査請求書(又は特許料納付書)」を特許庁に提出します。



問い合わせ先：

近畿経済産業局創業・経営支援課  
特許庁 総務部 総務課

TEL 06-6966-6014

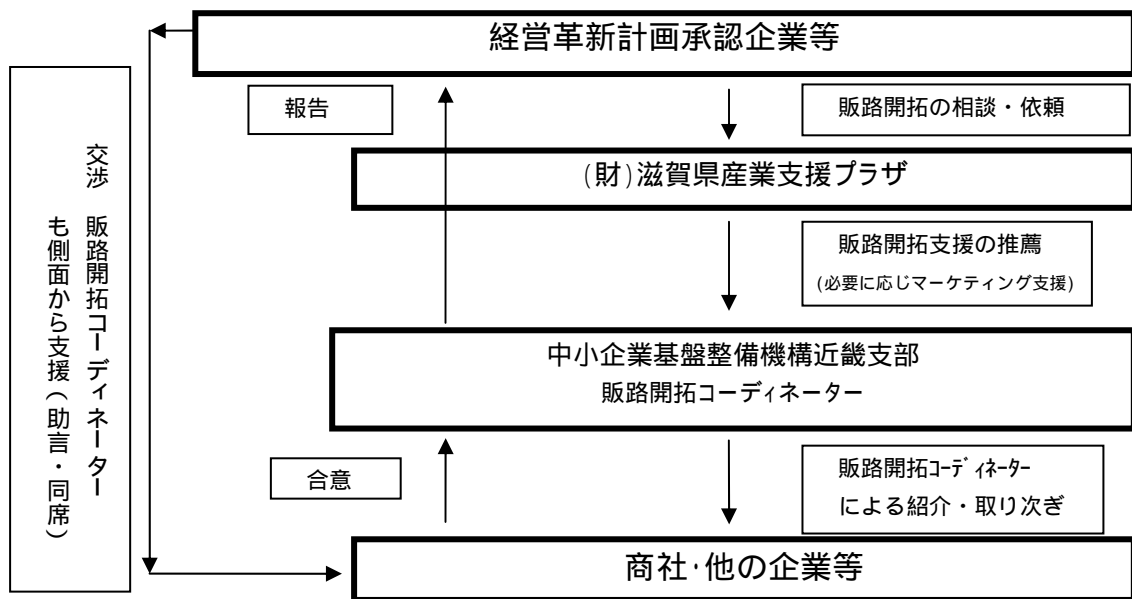
TEL 03-3581-1101 内線 2105

## 販路開拓コーディネーター事業

**対象者** : 経営革新計画の承認を受けて開発した、新商品等の販路開拓先を希望している中小企業者・組合等。

**支援内容** : 大規模なマーケットである東京圏・大阪圏をターゲットとして、市場化・事業化を促進する制度です。

東京・大阪の中小企業・ベンチャー総合支援センターに、商社OB等の販路開拓の専門家を配置し、経営革新計画承認企業などが開発した新商品等を、商社・企業などに紹介し、または取り次ぎを行い、具体的な販路開拓活動を支援します。



問い合わせ先:

中小企業基盤整備機構 近畿支部

TEL 06-6910-3866

(財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ(県中小企業支援センター)

TEL 077-511-1413

## 中小企業支援センター等の支援機関

対象者 : 創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方等

### (財)滋賀県産業支援プラザ(県中小企業支援センター)

支援内容:(財)滋賀県産業支援プラザでは、都道府県が行う中小企業施策を支援する実施機関の中心的立場として、中小企業の経営全般に知見を有するプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、相談窓口、専門家派遣、情報の提供等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

### 中小企業応援センター

支援内容:地域の中小企業団体、地域金融機関、税理士、NPO等の中小企業支援機関の経営支援能力を補完・強化すること等を通じて、中小企業の皆様の新事業展開、創業、事業再生、再チャレンジ、事業承継等の高度・専門的な経営課題への対応を支援します。

### 県の承認申請窓口

商業振興課 商業サービス産業担当(サービス業その他) 077-528-3731

新産業振興課 工業振興担当(製造・建設業) 077-528-3791

### 滋賀県中小企業支援センター

(財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ

<http://www.shigaplaza.or.jp/> 077-511-1413

### 滋賀県中小企業応援センター

(財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ 077-511-1413

滋賀県商工会連合会 077-511-1471

米原市商工会 0749-52-0632

大津商工会議所 077-511-1504

彦根商工会議所 0749-22-4551

滋賀県中小企業団体中央会 077-511-1430

### 技術等の支援

滋賀県工業技術総合センター <http://www.shiga-irc.go.jp/>

077-558-1500(栗東)

0748-82-1155(信楽:窯業技術試験場)

滋賀県東北部工業技術センター <http://www.hik.shiga-irc.go.jp/>

0749-62-1492(長浜:繊維・有機・環境)

0749-22-2325(彦根:機械電子・金属)